

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年 9 月25日
【発行者の名称】	G A I A株式会社 (G A I A I n c .)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中桐 啓貴
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目 2 番11号
【電話番号】	03-6302-0200
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 宮原 秀人
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	G A I A株式会社 https://www.gaiainc.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期（中間）	第20期（中間）	第21期（中間）	第19期	第20期
会計期間	自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日	自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日	自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日	自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日	自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日
営業収益（千円）	246,565	278,269	304,838	527,014	564,256
経常利益又は経常損失（△）（千円）	21,400	28,570	△18,640	61,926	34,989
中間（当期）純利益 又は中間純損失（△）（千円）	15,046	18,798	△17,044	42,890	23,918
持分法を適用した場合の 投資利益（千円）	—	—	—	—	—
純資産額（千円）	229,899	262,523	248,215	257,744	267,643
総資産額（千円）	293,907	335,274	392,580	368,185	418,821
1株当たり純資産額（円）	1,639.80	1,872.49	1,770.44	1,838.40	1,909.01
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	100 (—)	17 (—)
1株当たり中間（当期）純利益 又は1株当たり中間純損失（△）（円）	107.32	134.09	△121.57	305.93	170.60
潜在株式調整後 1株当たり中間（当期）純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	78.2	78.3	63.2	70.0	63.9
自己資本利益率（％）	6.8	7.2	△6.6	18.2	9.1
株価収益率（倍）	61.6	49.3	—	21.6	38.7
配当性向（％）	—	—	—	32.7	10.0
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	13,247	△13,028	△19,454	67,687	△12,678
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	—	△14,632	△455	3,765	△14,632
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△5,002	△10,272	△9,677	4	53,476
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（千円）	156,446	181,724	216,235	219,657	245,823
従業員数（名）	30	32	39	31	34

- （注） 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第19期（中間）、第20期（中間）、第21期（中間）の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 第19期の1株当たり配当額は、上場記念配当であります。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 第21期（中間）の株価収益率については、当中間純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

8. 第19期（中間）、第19期、第20期（中間）及び第20期の財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人東海会計社の監査及び中間監査を受けております。第21期（中間）の財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人東海会計社による期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
39	41.1	4.7	6,154

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はFPによる金融サービス提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、緩やかな回復が続きました。2026年1月から3月期の実質国内総生産は前期比0.5%増、年率換算で1.8%増となり、個人消費にも持ち直しの動きがみられました。一方、国内では2月に衆議院議員総選挙が実施され、物価高対策や成長投資をはじめとする経済政策の動向が注目されたほか、海外では米国の通商政策や中東情勢を巡る不透明感が高まり、原油価格や企業収益、家計の実質所得への影響が懸念される状況となりました。

金融市場では、政策動向や地政学リスクなどを背景に株価が大きく変動する局面があったものの、AI・半導体関連企業の成長期待や企業業績への期待などを背景に国内株式市場は上昇基調で推移し、日経平均株価は6月末に70,062円32銭となりました。また、日本銀行は6月の金融政策決定会合において政策金利を1.0%程度へ引き上げることを決定するなど、金融政策の正常化が一段と進みました。

一般消費者の動向については、賃金や雇用環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きがみられた一方、食料品を中心とした身近な商品の値上がりが続き、消費者の節約志向は依然として根強いものとなりました。2026年5月の全国消費者物価指数は前年同月比1.5%上昇し、このうち食料は同3.5%上昇しました。また、二人以上の世帯の消費支出は実質で前年同月比0.4%減と6か月連続で減少し、6月の消費者態度指数も33.8と弱含んでおり、物価上昇が消費者マインドの重しとなる状況が継続しました。

このような環境のもと、資産運用への関心の高まりや、物価上昇及び金融市場の変動を踏まえたライフプラン見直しの必要性を背景に、当社のファイナンシャル・アドバイスに対する相談ニーズは引き続き高い水準で推移しました。当社は、中長期的な顧客対応力、生産性及び事業基盤の強化を目的とした人材の採用・育成及びシステムインフラへの投資を進めました。また、2026年2月に設立20周年を迎えたことに伴い、当社を信頼しプライベートFPサービスを契約頂いているお客さまへ感謝の意を示すため、20周年記念パーティを開催しました。

以上の結果、営業収益は304,838千円(前年同期9.5%増)となりました。営業費用は、人材及びシステムインフラへの投資並びに20周年関連費用の計上などにより323,143千円(同29.3%増)となりました。その結果、営業損失は18,304千円(前年同期は営業利益28,305千円)、経常損失は18,640千円(前年同期は経常利益28,570千円)、中間純損失は17,044千円(前年同期は中間純利益18,798千円)となりました。

なお、当社はFPによる金融サービス提供事業の単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は216,235千円(前年同期比34,510千円増)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は19,454千円(前年同期は13,028千円の使用)となりました。これは主に、税引前中間純損失23,643千円があり、法人税等の還付額7,100千円、投資有価証券評価損5,002千円、賞与引当金の減少額6,886千円、売上債権の増加額7,610千円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は455千円(前年同期は14,632千円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出455千円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は9,677千円(前年同期は10,272千円の使用)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出7,294千円等があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(2) 受注状況

当社は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における収入実績を示すと、次のとおりであります。

事業内容	収入実績（千円）	前年同期比（％）
FPによる金融サービス提供事業	304,838	109.5
合計	304,838	109.5

- (注) 1. 当社はFPによる金融サービス提供事業の単一セグメントです。
2. 主な相手先別の収入実績及び当該収入実績の総収入実績に対する割合は、次のとおりであります。
なお、割合が100分の10未満の場合は記載を省略しております。

相手先	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)		当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
	収入実績 (千円)	割合（％）	収入実績 (千円)	割合（％）
楽天証券株式会社	212,086	76.2	251,560	82.5

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、株式会社日本M&Aセンターを担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年10月29日に株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とする。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」という。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
 - ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
 - ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること
- また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができますものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の

(a) 及び (b) に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第50条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- (b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c. 当社が財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a. 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）当社が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b. 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c. 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a. 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b. 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c. 当社が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の效果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a. 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b. 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a. 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b. ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c. 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d. TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e. TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f. 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g. 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

(金融商品仲介業に係る業務委託基本契約)

契約会社名	相手先の名称	契約締結日	契約内容
G A I A株式会社	楽天証券株式会社	2009年 1 月 1 日	金融商品仲介業に関する業務委託基本契約 (注) 1
G A I A株式会社	株式会社証券ジャパン (注) 2	2023年11月17日	金融商品仲介業に関する業務委託基本契約 (注) 1
G A I A株式会社	東海東京証券株式会社	2025年 1 月14日	金融商品仲介業に関する業務委託基本契約 (注) 1
G A I A株式会社	株式会社スマートプラス	2026年 3 月31日	金融商品仲介業に関する業務委託基本契約 (注) 1
G A I A株式会社	Jトラストグローバル 証券株式会社	2026年 3 月31日	金融商品仲介業に関する業務委託基本契約 (注) 1

(注) 1. 金融商品仲介業に係る業務委託契約の概要は、当社が所属金融商品取引業者へ金融商品の売買等の媒介を行い、業務委託報酬を受け取るものであります。

(注) 2. 株式会社証券ジャパンは2026年 8 月 1 日付で岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社に社名変更を行っております。主な契約内容に変更はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

流動資産につきましては、313,613千円（前事業年度末より26,881千円減）となりました。これは主に、売掛金の増加7,610千円、現金及び預金の減少29,587千円、未収還付法人税等の減少7,100千円等によるものであります。

固定資産につきましては、78,967千円（同641千円増）となりました。これは主に、繰延税金資産の増加6,953千円、投資有価証券の減少5,002千円等によるものであります。

その結果、総資産は392,580千円（同26,240千円減）となりました。

(負債の部)

流動負債につきましては、83,740千円（同2,437千円減）となりました。これは主に、未払金の増加2,527千円、未払費用の増加2,337千円、預り金の増加2,728千円、1年内返済予定の長期借入金の減少2,919千円、賞与引当金の減少6,886千円等によるものであります。

固定負債につきましては、60,625千円（同4,375千円減）となりました。これは、長期借入金の減少4,375千円によるものであります。

(純資産の部)

純資産につきましては、248,215千円（同19,427千円減）となりました。これは、中間純損失の計上17,044千円、配当金の支払2,383千円により、利益剰余金が19,427千円減少したことによるものであります。

その結果、自己資本比率は63.2%（前事業年度末は63.9%）となりました。

(3) 経営成績の分析

当社の経営成績の分析につきましては「1 【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当社の資本の財源及び資本の流動性につきましては「1 【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	560,800	420,600	140,200	140,200	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	560,800	420,600	140,200	140,200	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年6月30日	—	140,200	—	71,405	—	54,930

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
中桐 啓貴	東京都大田区	78,700	56.13
中桐 敬子	東京都大田区	13,000	9.27
杉山 博一	東京都杉並区	10,000	7.13
長島 健治	千葉県佐倉市	6,000	4.28
中城 和仁	神奈川県鎌倉市	3,500	2.50
株式会社キャピタル・アセット・プランニング	大阪府大阪市北区堂島2丁目4番27号	3,400	2.43
宮武 由紀枝	千葉県浦安市	2,500	1.78
宮武 勝重	千葉県浦安市	2,500	1.78
大塚 康弘	東京都渋谷区	2,000	1.43
土田 麻里	東京都杉並区	2,000	1.43
計	—	123,600	88.16

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 140,200	1,402	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	140,200	—	—
総株主の議決権	—	1,402	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。

2．2026年1月から6月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間会計期間までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人東海会計社により期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	262,423	232,835
売掛金	47,583	55,193
棚卸資産	※ 872	※ 1,291
前払費用	12,769	16,510
未収還付法人税等	7,145	44
その他	9,700	7,737
流動資産合計	340,494	313,613
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,421	10,087
工具、器具及び備品	3,024	2,911
土地	312	312
有形固定資産合計	13,758	13,311
無形固定資産		
ソフトウェア	1,230	410
無形固定資産合計	1,230	410
投資その他の資産		
投資有価証券	10,000	4,997
出資金	50	50
長期前払費用	318	300
繰延税金資産	6,412	13,366
敷金及び保証金	40,956	40,931
その他	5,600	5,600
投資その他の資産合計	63,337	65,245
固定資産合計	78,326	78,967
資産合計	418,821	392,580

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	12,079	9,160
未払金	13,624	16,152
未払費用	13,251	15,588
未払法人税等	355	355
未払消費税等	7,903	8,449
契約負債	15,317	14,545
預り金	3,395	6,124
賞与引当金	20,251	13,364
流動負債合計	86,178	83,740
固定負債		
長期借入金	65,000	60,625
固定負債合計	65,000	60,625
負債合計	151,178	144,365
純資産の部		
株主資本		
資本金	71,405	71,405
資本剰余金		
資本準備金	54,930	54,930
資本剰余金合計	54,930	54,930
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	141,308	121,880
利益剰余金合計	141,308	121,880
株主資本合計	267,643	248,215
純資産合計	267,643	248,215
負債純資産合計	418,821	392,580

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
営業収益	278,269	304,838
営業費用	※ 249,964	※ 323,143
営業利益又は営業損失 (△)	28,305	△18,304
営業外収益		
受取利息	97	287
受取配当金	1	1
雑収入	317	282
営業外収益合計	416	571
営業外費用		
支払利息	147	898
雑損失	3	8
営業外費用合計	151	907
経常利益又は経常損失 (△)	28,570	△18,640
特別損失		
投資有価証券評価損	—	5,002
特別損失合計	—	5,002
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	28,570	△23,643
法人税、住民税及び事業税	1,512	355
法人税等調整額	8,259	△6,953
法人税等合計	9,772	△6,598
中間純利益又は中間純損失 (△)	18,798	△17,044

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	28,570	△23,643
減価償却費	1,521	1,746
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△18,549	△6,886
受取利息及び受取配当金	△98	△289
支払利息	147	898
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	5,002
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,215	△7,610
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△220	△418
前払費用の増減額 (△は増加)	△168	△3,625
未払金の増減額 (△は減少)	△2,084	2,527
未払費用の増減額 (△は減少)	872	2,337
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△4,062	546
契約負債の増減額 (△は減少)	△118	△771
預り金の増減額 (△は減少)	1,127	2,728
その他	1,458	1,981
小計	7,181	△25,475
利息及び配当金の受取額	98	289
利息の支払額	△174	△1,014
法人税等の支払額	△20,134	△355
法人税等の還付額	—	7,100
営業活動によるキャッシュ・フロー	△13,028	△19,454
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,200	△1,200
定期預金の払戻による収入	1,200	1,200
有形固定資産の取得による支出	△7,099	△455
敷金及び保証金の差入による支出	△7,532	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,632	△455
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	8,000	—
短期借入金の返済による支出	△1,333	—
長期借入金の返済による支出	△2,919	△7,294
配当金の支払額	△14,020	△2,383
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,272	△9,677
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△37,932	△29,587
現金及び現金同等物の期首残高	219,657	245,823
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 181,724	※ 216,235

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※ 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
貯蔵品	872千円	1,291千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
役員報酬	19,260千円	20,400千円
給料手当	84,731	106,691
業務委託費	23,939	29,633
地代家賃	16,492	18,585
減価償却費	1,521	1,746
退職給付費用	4,673	5,789
賞与引当金繰入額	7,302	13,375

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金	198,324千円	232,835千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△16,600	△16,600
現金及び現金同等物	181,724	216,235

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	14,020	100.00	2024年12月31日	2025年3月31日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額は、上場記念配当であります。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1. 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年3月27日 定時株主総会	普通株式	2,383	17.00	2025年12月31日	2026年3月30日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、FPによる金融サービス提供事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
金融商品仲介業	186,176	221,431
保険代理業	43,992	23,569
その他のサービス	48,100	59,837
顧客との契約から生じる収益	278,269	304,838
外部顧客への営業収益	278,269	304,838

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失(△)	134.09円	△121.57円
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失(△) (千円)	18,798	△17,044
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益又は 普通株式に係る中間純損失(△) (千円)	18,798	△17,044
普通株式の期中平均株式数(株)	140,200	140,200

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 9 月 25 日

G A I A株式会社
取締役会 御中

監査法人 東海会計社
愛知県 名古屋市

代 表 社 員	公認会計士	青 島 信 吾
業 務 執 行 社 員		

代 表 社 員	公認会計士	神 谷 善 昌
業 務 執 行 社 員		

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているG A I A株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G A I A株式会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。